

別添7:業務対価の支払方法

宮崎市憶地区交流センター整備運営事業 業務対価の支払方法

宮崎市

令和6年10月7日

1 業務対価の構成

宮崎市檜地区交流センター整備運営事業(以下「本事業」という。)の実施に対し、宮崎市(以下「市」という。)が支払う業務対価は、設計・建設業務に係る費用(以下「業務対価A」という。)、維持管理業務及び運営業務に係る費用(以下「業務対価B」という。)、開館準備業務に係る費用(以下「業務対価C」という。)、消費税及び地方消費税から構成される。

業務対価を構成する各費用の内訳は、下表に示すとおりとする。

表1 業務対価の内訳

費用項目	費用の内容
業務対価A	・ 事前調査業務 ・ 設計・建設業務 ・ その他、上記に関連して必要と認められる費用
業務対価B	・ 維持管理業務 ・ 運営業務 ・ その他、上記に関連して必要と認められる費用
業務対価C	・ 開館準備業務 ・ その他、上記に関して必要と認められる費用
消費税及び地方消費税	・ 上記までの費用のうち課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税

2 業務対価の算定及び支払方法

本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)は、宮崎市檜地区交流センター(以下「本施設」という。)の設計・建設業務、開館準備業務、維持管理業務及び運営業務までの業務を事業者の責任により一体として提供し、市は、提供される業務の対価を支払う。

なお、業務対価の算定及び支払方法の詳細は、「設計施工一括契約書」、「指定管理者基本協定書」及び「開館準備業務委託契約書」に規定する。

3 業務対価の改定

(1) 業務対価Aの改定

① 対象となる費用

対象となる費用は、業務対価Aを構成する「建設業務」に関する費用のうち「建設工事に要する費用のみとする(以下、単に「建設工事」に要する費用」という。)

なお、建設工事に伴う各種申請等の業務、施設に関する保険付保、竣工検査・引渡し、その他業務に要する費用は対象外とする。

② 基準となる指標

物価変動による、「建設工事」に要する費用の改定に使用する指標は下表のとおりとする。

表2 基準となる指標

費用	基準となる指標
「建設工事」に要する費用	「建設工事費デフレーター」(国土交通省) 工事種別:「建築総合—非住宅」

③改定方法

契約締結日の属する月の最新の指標値と本施設の工事着手届出日の属する月の最新の指標値を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、市及び特定事業者は、物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。

変更額は、業務対価Aの「建設工事」に要する費用の1.5%に相当する金額を超える額とする。

(2)業務対価Bの改定

業務対価Bにおける維持管理業務及び運營業務に要する管理運営経費の改定内容は、物価変動を対象とするが、この取扱いについては、市と指定管理予定者の間で協議のうえ定めることとする。

なお、取扱いの詳細(対象となる費用、基準となる指標、改定方法等)については、今後、「指定管理者基本協定」、「初年度における年度協定」いずれかの締結時までには、市から指定管理予定者へ公表することとする。